

議案第36号

秋田県文化財保護審議会委員の任命について

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第45条第3項及び第4項の規定により、次の者を秋田県文化財保護審議会の委員に任命するものとする。

氏名	役職名等	任命期間
いのうえまさかね 井上正鉄	秋田大学教育文化学部教授	平成24年9月8日～平成26年9月7日 (再任)
おがさわらこう 小笠原 嵩	秋田大学名誉教授	同 上
くまたりょうすけ 熊田亮介	秋田大学理事兼副学長	同 上
さわたすすむ 澤田 亨	秋田公立美術工芸短期大学教授	同 上

平成24年9月6日

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理由

秋田県文化財保護審議会委員は、平成24年9月7日付けで委員の任期が満了するので秋田県文化財保護条例第45条第3項の規定により、新たに委員を任命する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

第七章 文化財保護審議会

（設置）

第四十四条 法第九十条第一項の規定に基づき、教育委員会に秋田県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第四十五条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。